

北海道作業療法士会カード会員特約

第1条 (名称)

北海道作業療法士会カード (以下「本カード」といいます。)とは、公益社団法人北海道作業療法士会 (以下「北海道作業療法士会」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、JCBカード機能を有します。

第2条 (会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、北海道作業療法士会を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、入会初年度は無料とし、次年度より1,100円 (うち消費税100円)を、毎年当社所定の時期に北海道作業療法士会へご請求させていただきます。但し、北海道作業療法士会を休会中は、本カード年会費は会員のご負担となり北海道作業療法士会からご請求させていただきます。

第4条 (北海道作業療法士会 会員会費)

北海道作業療法士会 会員会費のお支払方法については、本カードにお申し込みいただき、当社がこれを承諾した場合は、本カードでのお支払いとなり、北海道作業療法士会会員会費規定及び当社が定めるジャックスカード会員規約に基づいてのお支払いとなります。

第5条 (北海道作業療法士会でのカードショッピングの支払金の支払方法)

会員が本カードを北海道作業療法士会で、カードショッピングを利用する場合、翌月1回払いとなり、支払回数、支払期間、回数指定払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。

【別表1】

=====	
(a) 支払回数	1回
=====	
(b) 支払期間 (ヶ月)	1
=====	
(c) 実質年率 (%)	0.00
=====	
(d) 利用代金100円	
当たりの回数指定	
分割払手数料の額 (円)	0.00
=====	

第6条 (脱会)

北海道作業療法士会を脱会した場合、もしくは会員資格を喪失した場合は、本カードは無効、脱会となります。なお、カード年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。

第7条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。